

はじめに

近年の川崎市域における環境汚染状況は、昭和30年代後半から40年代にかけてみられた産業公害による深刻な大気汚染や水質汚濁、その後の自動車公害に代表される都市公害等については、時宜を得た様々な取組により漸次改善され、環境指標の一つである環境基準の達成率も上昇する傾向となっています。

この様々な取組において、川崎市域の環境改善に長い間多大なご尽力をいただき、現在まで環境保全審議会及び環境影響評価審議会等においてご指導、ご助言をいただいた森口寛氏が、猛暑の今夏にお亡くなりになりました。氏と川崎市との関わりは、当時気象庁気象研究所にご在籍されていた昭和40年代前半にまで遡りますが、今日までの間特筆されるべき功績は、川崎市の公害・環境行政にとって画期的な施策として位置付けられる川崎市公害防止条例及び環境影響評価条例の制定において、その中心的な役割を果たされたことが挙げられます。昭和40年代半ば頃まで川崎市の大気環境中の二酸化いおう濃度は、環境基準の1時間値の1日平均値0.04ppm、1時間値0.1ppmを超えることが京浜臨海工業地帯近隣の川崎区域においてしばしば見られ、その汚染状況のもとで気管支ぜん息、慢性気管支炎などの閉塞性呼吸器疾患患者が増加しつつありました。こうした時代状況のなかで公害防止条例は昭和47年に制定・公布されました。同条例の特色として骨格になったのが、大気汚染対策として環境目標値、地区別許容排出総量及び規制基準のそれぞれを相互に関連付けた規制の体系であり、いわゆる川崎方式と呼ばれ、その後の国をはじめとする全国の自治体において導入された総量規制のさきがけとなりました。この規制の体系を構築する礎になったのが、発生源や気象をモデル化し、拡散式によって環境濃度を推計する拡散シミュレーション手法であり、この手法は氏が我が国において発生源排出量と環境濃度を定量的に関係付け、公害行政に総量規制としての導入を唱えた嚆矢ともいえるべきものでした。川崎市公害防止条例の制定によって確立されたとも言える拡散シミュレーション手法は、環境影響評価条例の制定においても、同条例の本旨である開発行為によってもたらされる将来環境を事前に予測し、評価し、環境の悪化を未然に防止する、その大気環境予測において用いられ、公害防止条例と同様、環境影響評価条例制定の全国展開の先鞭をつける要因となりました。氏の卓越した識見、技量によるお力添えによって川崎市の公害・環境行政は着実に前進をしてきたといっても過言ではありません。ここに氏のご冥福をお祈り申し上げると同時に、今後の公害・環境行政の運営における当研究所の役割をしっかりと踏まえ、確かな試験・研究を進めていかなければならないと考えるところでございます。

本年報は、2003年度の業務概要と試験・研究をとりまとめたものです。ご高覧のうえ、ご意見等をいただければ幸いと存じます。

2004年12月

川崎市公害研究所
所長 永野敏